

(仮称)「青森市景観計画(改定)」(素案)【概要版】

1 計画改定の趣旨【新規】

計画改定の背景・目的	・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた、遺跡の保全の取組が行われていることを踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって青森らしい魅力ある景観の形成を目指し、景観形成の指針としての役割を担う「青森市景観計画」を改定するもの。
計画の位置づけ	・本計画は、「青森市総合計画 前期基本計画」に掲げる施策第5章「つよい街」第2節「土地利用・都市景観の形成」第2項「自然環境と調和した都市景観の形成」に関する取組をまとめた個別計画。
計画期間	平成18年度～令和5年度

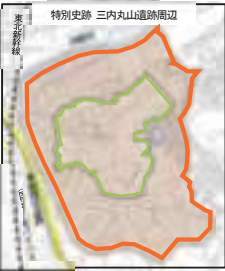
2 現状と課題【新規】

現状における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成に向けた市民・事業者の理解・協力、機運の醸成が求められている。 ・良好な景観形成や資産等へのわかりやすい案内・誘導が求められている。 ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録等を踏まえ、歴史的・文化的資源である遺跡の保全が求められている。
----------	--

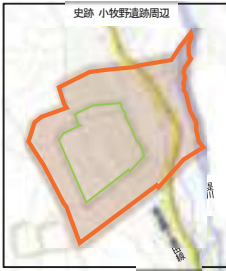
3 景観計画区域 「景観計画区域は青森市全域とする。」

4 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針【一部改定】

基本理念	・「青い森」、「青い海」、「青い空」を 市民一人ひとりが守り、創る、愛着と誇りをもてる景観形成。
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「青い森」の豊かな自然や歴史文化を守り、引き継ぐまちの景観づくり。 ・「青い海」から発展する住んでいたい、活力に満ちたまちの景観づくり。 ・「青い空」のもと住んでみたい、いきいきした暮らしを創り育てるまちの景観づくり。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・景観類型区分（自然的景観、歴史・文化的景観、市街地景観）ごとの景観形成方針について、自然的景観は、地形・自然資産を大切に（自然的景観）の保全に努める。 ・歴史・文化的景観は、先人の遺産を大切に（歴史・文化的景観）の保全・形成に努める。 ・市街地景観は、ゆとりと潤いのある快適で魅力的な（市街地景観）の創出に努める。とする。
景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区は、世界遺産登録に必要な特別史跡 三内丸山遺跡及び史跡 小牧野遺跡の資産範囲並びにそれぞれ周辺の緩衝地帯範囲とする。



特別史跡 三内丸山遺跡周辺



史跡 小牧野遺跡周辺

凡例

- 資産範囲
- 景観形成重点地区

5 良好な景観形成のための行為制限に関する事項【一部改定】

届出を要する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体（景観形成重点地区を除く）は、一定規模を超える大規模行為（建築面積1,000㎡を超える建築物等）を届出対象とする。 ・「景観形成重点地区」は、一定規模を超える行為（建築面積10㎡を超える建築物等）を届出対象とする。 																		
景観形成基準	<p>○届出が必要な対象行為の規模（景観形成重点地区）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>行為の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 建築物の新築、増築、改築もしくは移転</td> <td>建築面積10㎡を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>2 工作物の新設、増築、改築もしくは移転</td> <td>①さく、塀、塼壁その他これらに関する工作物 高さ1.5mを超えるもの ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに関する工作物（4の支持物を除く。） 高さ5mを超えるもの ③煙突、排気道その他これらに関する工作物 高さ10mを超えるもの ④電柱等のための電線塔又は有電線塔の基礎のための基礎（これらの支持物を含む。） ⑤物置場、電線塔その他これらに関する工作物 高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地面面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超えるもの ⑥広告板、広告塔その他これらに関する工作物 高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地面面から当該工作物の上端までの高さ）5m又は表示面積の合計が15㎡を超えるもの ⑦形像、記念碑その他これらに関する工作物 ⑧観覧車、コースター、ウォータースライダーその他これらに関する遊楽施設 ⑨自動車専用道路に供する立体的施設 ⑩アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに関する製造施設 ⑪石造、瓦、鉄骨、鋼材その他これらに関するもの貯蔵又は処理の用に供する施設 ⑫汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに関する処理施設</td> </tr> <tr> <td>3 建築物又は工作物の、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</td> <td>上記の規模を超える建築物又は工作物の外観面積の2分の1を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>4 開発行為その他の土地の形質の変更</td> <td>土地面積300㎡又は法面の高さ1.5mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>5 土石の移動又は堆積物の搬移</td> <td>建築面積10㎡又は高さ1.5mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>6 樹木に付着した苔、藻類、菌類、寄生植物その他の植物の増殖</td> <td>性根面積50㎡又は高さ5mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>7 木竹の伐採</td> <td>土地に自立し、かつ事業面積300㎡を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>8 太陽光発電設備の設置</td> <td>太陽光発電設備の設置</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	行為の規模	1 建築物の新築、増築、改築もしくは移転	建築面積10㎡を超えるもの	2 工作物の新設、増築、改築もしくは移転	①さく、塀、塼壁その他これらに関する工作物 高さ1.5mを超えるもの ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに関する工作物（4の支持物を除く。） 高さ5mを超えるもの ③煙突、排気道その他これらに関する工作物 高さ10mを超えるもの ④電柱等のための電線塔又は有電線塔の基礎のための基礎（これらの支持物を含む。） ⑤物置場、電線塔その他これらに関する工作物 高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地面面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超えるもの ⑥広告板、広告塔その他これらに関する工作物 高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地面面から当該工作物の上端までの高さ）5m又は表示面積の合計が15㎡を超えるもの ⑦形像、記念碑その他これらに関する工作物 ⑧観覧車、コースター、ウォータースライダーその他これらに関する遊楽施設 ⑨自動車専用道路に供する立体的施設 ⑩アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに関する製造施設 ⑪石造、瓦、鉄骨、鋼材その他これらに関するもの貯蔵又は処理の用に供する施設 ⑫汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに関する処理施設	3 建築物又は工作物の、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物又は工作物の外観面積の2分の1を超えるもの	4 開発行為その他の土地の形質の変更	土地面積300㎡又は法面の高さ1.5mを超えるもの	5 土石の移動又は堆積物の搬移	建築面積10㎡又は高さ1.5mを超えるもの	6 樹木に付着した苔、藻類、菌類、寄生植物その他の植物の増殖	性根面積50㎡又は高さ5mを超えるもの	7 木竹の伐採	土地に自立し、かつ事業面積300㎡を超えるもの	8 太陽光発電設備の設置	太陽光発電設備の設置
行為の種類	行為の規模																		
1 建築物の新築、増築、改築もしくは移転	建築面積10㎡を超えるもの																		
2 工作物の新設、増築、改築もしくは移転	①さく、塀、塼壁その他これらに関する工作物 高さ1.5mを超えるもの ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに関する工作物（4の支持物を除く。） 高さ5mを超えるもの ③煙突、排気道その他これらに関する工作物 高さ10mを超えるもの ④電柱等のための電線塔又は有電線塔の基礎のための基礎（これらの支持物を含む。） ⑤物置場、電線塔その他これらに関する工作物 高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地面面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超えるもの ⑥広告板、広告塔その他これらに関する工作物 高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地面面から当該工作物の上端までの高さ）5m又は表示面積の合計が15㎡を超えるもの ⑦形像、記念碑その他これらに関する工作物 ⑧観覧車、コースター、ウォータースライダーその他これらに関する遊楽施設 ⑨自動車専用道路に供する立体的施設 ⑩アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに関する製造施設 ⑪石造、瓦、鉄骨、鋼材その他これらに関するもの貯蔵又は処理の用に供する施設 ⑫汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに関する処理施設																		
3 建築物又は工作物の、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物又は工作物の外観面積の2分の1を超えるもの																		
4 開発行為その他の土地の形質の変更	土地面積300㎡又は法面の高さ1.5mを超えるもの																		
5 土石の移動又は堆積物の搬移	建築面積10㎡又は高さ1.5mを超えるもの																		
6 樹木に付着した苔、藻類、菌類、寄生植物その他の植物の増殖	性根面積50㎡又は高さ5mを超えるもの																		
7 木竹の伐採	土地に自立し、かつ事業面積300㎡を超えるもの																		
8 太陽光発電設備の設置	太陽光発電設備の設置																		

○景観形成基準（配慮すべき事項・市全域）【抜粋】

建築物の建築等又は工作物の建設等	位置、規模及び形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区の資産範囲内の主要な視点場から、その眺望を妨げない位置、規模、高さ及び形態意匠とし、周辺の景観から突出した印象を与えない。 ・景観形成重点地区は、建築物等の最高部の高さは13m以下とし、やむを得ない事情により基準値を超える場合は資産内の主要な視点場から、その眺望を妨げない。
太陽光発電設備の設置	位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を市推薦樹種を用いた緑化や塀の設置等により遮蔽し、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行う。

6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項【一部改定】

市全域（景観計画区域）においては、周辺景観や自然景観と調和又は、保全するため、位置、規模、形態、色彩等に配慮する。	
・「景観形成重点地区」の資産範囲内の主要な視点場から見えないよう配慮する。	
○屋外広告物景観形成基準（配慮すべき事項（景観計画区域））【抜粋】	
位置、規模及び形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区の資産範囲内の主要な視点場から見えない位置、規模とする。

7 景観重要建造物の指定に関する事項

指定の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・外観上の特徴があり地域のシンボルとなっている。 ・道路などの公共的空間から容易に望見できる。 ・地域住民に親しまれている。 ・景観上将来にわたって保全・継承の必要性がある。 ・所有・管理者の意見を尊重する。 ・高さ5メートルを超えるもの。
-------	---

8 景観重要樹木の指定に関する事項

指定の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・外観上の特徴があり地域のシンボルとなっている。 ・道路などの公共的空間から容易に望見できる。 ・地域住民に親しまれている。 ・将来にわたって保全・継承の必要性がある。 ・所有・管理者の意見を尊重する。 ・樹高5メートルを超えるもの。 ・周囲の環境等により、心象に残る奇抜な樹容をなすもの。
-------	---

9 景観重要公共施設の整備に関する事項

定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観の核となる道路・公園・河川・港湾等の公共施設について、当該公共施設及びその周辺の特性や土地利用に応じた整備事項を定める。
-------	--

10 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項

定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする区域。 ・その区域内における土地の農業上の利用に関する事項。 ・農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項。 ・農用地等の保全に関する事項。 ・農業の近代化のための施設の整備に関する事項。
-------	---

11 案内・誘導サイン等の整備に関する事項【新規】

整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な場所へ分かりやすく設置する。 ・視認性を確保した上で多言語表記を推進する。 ・表記内容の連続性・統一性を確保する。 	
配慮すべき事項	位置、規模及び形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・使用書体は、離れたところからの可読性や視認性を考慮し、原則として角ゴシック体とする。 ・文字の大きさは、視認距離に応じた大きさとする。 ・日本語の表記は、原則として国文字、現代かなづかい、数字の表記は算用数字による表記（固有名詞を除く。）を行う。 ・外国語の表記は、日本語と英語の併記を基本とし、必要に応じて中国語（繁体字・簡体字）、韓国語も併記する（ローマ字で表記する場合は、原則へボン式とする。）。) ・ピクトグラムは標準案内用記号及びJISの使用を原則とし、積極的に使用する。 ・サインの存在が一見してわかる場所、通行の支障とならない場所に設置する。 ・サインのデザインはシンプルなものとし、種類ごとに統一したデザインとする。 ・複数のサインを集約し、統一したサインとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な色覚に配慮し、誰にとってもわかりやすい色の組み合わせとする。

12 景観形成推進体制

市民と事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成に当たり、市民と事業者の役割として、市民や事業者は互いに主体となることから、良好な景観は市民共有の財産であることを認識し、建築や開発時のみならず日常生活や事業活動において景観に配慮する。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市の役割として、魅力的な公共空間の創出を推進するなど先導的な役割を担うとともに、市民や事業者の景観意識の高揚や市民合意の形成のほか、推進体制の整備・充実を図る。 (1) 景観意識の高揚と市民合意の形成 <ul style="list-style-type: none"> ① 景観計画や景観形成に対する取組についての啓発・情報共有 ② 学校教育や生産学習との連携による景観教育の推進 ③ 地域住民による自主的な緑化活動や、良好な景観づくりに貢献しているまちなみ景観を表彰することによる市民・事業者参加の促進 (2) 推進組織・体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 公共事業による景観形成の先導的な推進 ② 国・県等関係機関との連携強化及び庁内意識の向上 ③ 青森市景観審議会の積極的活用 等

13 目標とする指標【新規】

指標とその説明	基準値	目標値
景観形成基準適合割合	100% (2020年度)	100% (2023年度)
緑化活動団体数	76団体 (2020年度)	76団体 (2023年度)